

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置に係る事務
取扱要綱

平成31年4月1日制定
[こども部こども育成課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年郡山市条例第67号。以下「条例」という。）に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する施設をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する施設で、法第17条第1項により市長の認可を得ているものをいう。
- (3) 施設型給付費等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び同法第28条第1項に規定する給付費をいう。
- (4) 処遇改善等加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第21号に規定する処遇改善等加算をいう。
- (5) 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育）） 子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5. 研修の実施方法及び内容の（3）研修内容のイ 専門研修の（イ）に規定する地域保育コース（「地域型保育」に限る。）をいう。

(対象となる認定こども園)

第3条 条例附則第2項から第6項に規定する認定こども園の職員配置に係る特例（以下「職員配置に係る特例」という。）の対象となる認定こども園は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 法第3条第1項又は第3項の規定により、認定を受けた認定こども園であること。
- (2) 過去3年以内に、児童福祉法、学校教育法の規定により、保育所型認定こども園は保育所、幼稚園型認定こども園は幼稚園、地方裁量型認定こども園は認可外保育施設としての指導監査において、改善勧告又は改善命令若しくは事業停止命令を受けていないこと。
- (3) 郡山市から、施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。

(子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯等における職員配置に係る特例及び認定こども園における幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者の配置に係る特例の基準)

第4条 条例附則第2項及び第5項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの事業又は施設において、保育業務に常勤の職員として1年以上従事した経

験のある者

- ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- イ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- エ 児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第32号）第24条第2項に規定する家庭的保育者

(3) 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
（小学校教諭及び養護教諭の配置に係る特例の基準）

第5条 条例附則第4項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者とみなすことができる者とは、同項に規定する普通免許状のいずれかを有し、子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者とする。

2 市長は、認定こども園に対し、小学校教諭の普通免許状を有する者を当該認定こども園へ配置する場合は、5歳以上児の保育に従事することを求めるものとする。

（利用定員に応じて置かなければならない職員の数に係る特例の基準）

第6条 条例附則第5項に規定する利用定員に応じて置かなければならない職員の数とは、当該認定こども園の認定の基準として条例により算定される職員の数とする。

（報告）

第7条 市長は、認定こども園が職員配置に係る特例を実施する場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 職員配置に係る特例実施報告書（別記様式）
- (2) 第3条に規定する要件を満たすことを証明する書類
- (3) 第4条又は第5条に規定する要件を満たすことを証明する書類
- (4) 職員配置に係る特例により配置する職員の履歴書

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

職員配置に係る特例実施報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者の職氏名 ⑩

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置に係る事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特例を実施する認定こども園

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者職氏名

2 特例により配置しようとする者

- (1) 氏名
- (2) 特例の種類
- (3) 特例を実施する理由

3 特例の適用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 特記事項

5 添付書類

- (1) 要綱第3条に規定する要件を満たすことを証明する書類
- (2) 要綱第4条又は要綱第5条に規定する要件を満たすことを証明する書類
- (3) 職員配置に係る特例により配置する職員の履歴書